（H28.10.28　平成28年度第3回評議会）

資料　２

平成２９年度保険料率について

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

平成29年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

29年度の平均保険料率についてどのように考えるか。

○　５年収支見通し（28年９月試算）において、今後の協会における医療費の伸びをどのように考えるか。

○　５年収支見通し等を踏まえ、29年度及びその後の平均保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※　前回（９月15日）の運営委員会では、
- 依然として残る協会財政の脆弱性、賃金や加入者数の動向などの不確定要素が多いことを理由に、平均保険料率の10%は維持すべき
- 平均保険料率の10%が負担の限界水準であり、ぜひとも10%を死守していただきたい
- 一度平均保険料率を引き下げたとしても複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できるため、一旦平均保険料率を引き下げることも選択肢の一つ

などの意見があった。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

都道府県単位保険料率を考える上で、29年度の激変緩和措置についてどのように考えるか。

○　平成32年３月31日までとされている激変緩和措置の期限を踏まえ、29年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

※　28年度の激変緩和率は4.4／10。当該期限までに均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げ。

3. 保険料率の変更時期

保険料率の変更時期は、29年４月納付分からでよいか。

（参考）28年度保険料率の決定に係る議論

第72回全国健康保険協会運営委員会（27年12月25日）議事録（抄）

（理事長）　～（略）～このような協会設立以来の全体の議論や状況を踏まえれば、中長期的に安定的な保険財政運営を見通せるとともに、加入者や事業主の皆様、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること、可能な限り長期にわたって、負担の限界である、平均保険料率10%を超えないようにすること、激変緩和率については、昨年の運営委員会でもご指摘いただきましたように、その拡大に関する長期の計画を踏まえることを重視する必要があると考えております。

このほか、判断に当たっては、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が、依然として解消していないことに加え、協会けんぽに加入いただいている事業所の経営状況、さらには経済全体の動向を踏まえる必要があり、私どもといたしましては、今後の被保険者の方の賃金上昇率や被保険者数の増加については、慎重に見込んでいく必要があると考えております。

こうした観点から、私といたしましては、来年度の保険料率につきましては、平均保険料率10%を維持したいと考えております。また、激変緩和率については、10分の1.4の引き上げを、厚生労働省に要望したいと思っております。

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移（指数）

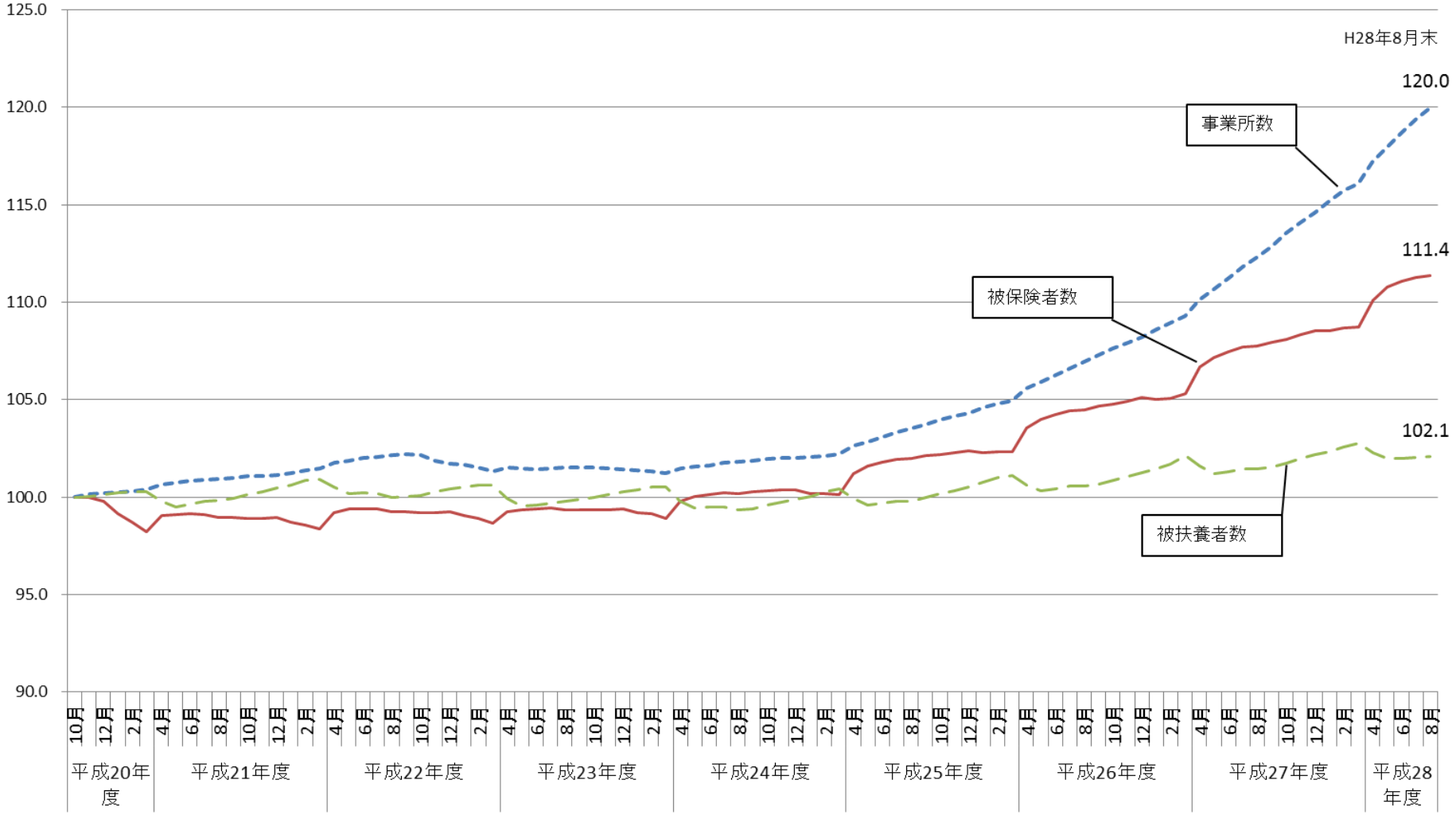

※　平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

● 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

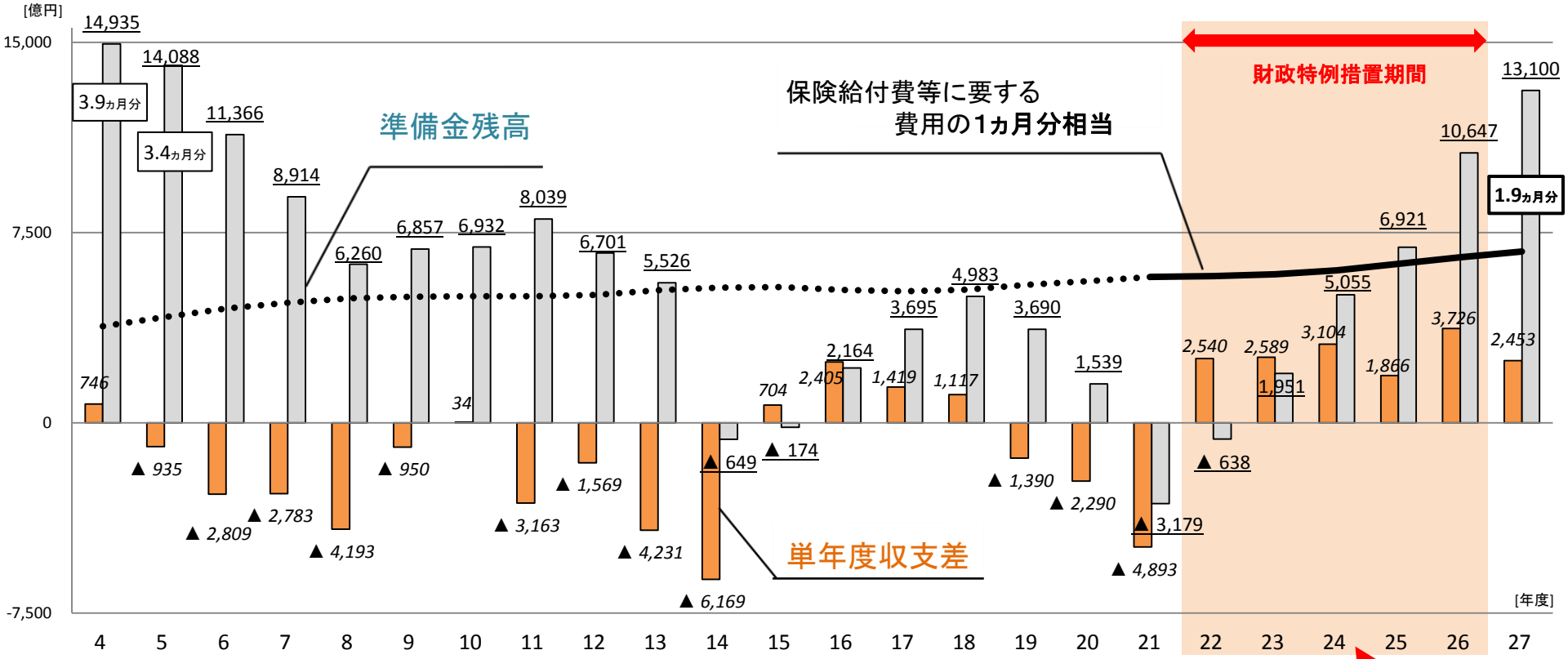

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（12年度）
・介護保険制度導入

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

平成28年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.33%、最低は新潟県の9.79%である。

北海道	10.15%	石川県	9.99%	岡山県	10.10%
青森県	9.97%	福井県	9.93%	広島県	10.04%
岩手県	9.93%	山梨県	10.00%	山口県	10.13%
宮城県	9.96%	長野県	9.88%	徳島県	10.18%
秋田県	10.11%	岐阜県	9.93%	香川県	10.15%
山形県	10.00%	静岡県	9.89%	愛媛県	10.03%
福島県	9.91%	愛知県	9.97%	高知県	10.10%
茨城県	9.92%	三重県	9.93%	福岡県	10.10%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.99%	佐賀県	10.33%
群馬県	9.94%	京都府	10.00%	長崎県	10.12%
埼玉県	9.91%	大阪府	10.07%	熊本県	10.10%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.07%	大分県	10.04%
東京都	9.96%	奈良県	9.97%	宮崎県	9.95%
神奈川県	9.97%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.06%
新潟県	9.79%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.87%
富山県	9.83%	島根県	10.09%	※　全国平均では10.00%	

試算結果

（高額新薬の影響及び消費税の引き上げを勘案）

【医療費；従来ケース】

①現在の保険料率（１０％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
Ⅰ　低成長ケース×０．５	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	2,400	1,700	500
	準備金	17,400	20,600	23,000	24,700	25,200
Ⅱ　０％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	1,300	▲　300	▲2,400
	準備金	17,400	20,600	21,900	21,500	19,100
Ⅲ　過去10年間の平均（▲0.2%）で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	1,100	▲　600	▲2,900
	準備金	17,400	20,600	21,700	21,100	18,100

②均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
Ⅰ　低成長ケース×０．５	10.0%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%
Ⅱ　０％で一定	10.0%	9.6%	9.9%	10.0%	10.3%
Ⅲ　過去１０年間の平均（▲0.2%）で一定	10.0%	9.6%	9.9%	10.1%	10.3%

（注１）平成28年度は10%としている。
（注２）均衡保険料率は小数点第２位以下を四捨五入している。

（高額新薬の影響及び消費税の引き上げを勘案）

②平成２９年度以降　９．８％

（単位：億円）

賃金上昇率		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
Ⅰ　低成長ケース ×０．５	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	4,300	1,400	700	0	▲1,300
	準備金	17,400	18,800	19,500	19,500	18,200
Ⅱ　０％で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	4,300	1,400	▲　400	▲2,000	▲4,100
	準備金	17,400	18,800	18,400	16,400	12,200
Ⅲ　過去10年間の平均（▲0.2%）で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	4,300	1,400	▲　600	▲2,300	▲4,600
	準備金	17,400	18,800	18,200	15,900	11,300

（参考）　今後10年間（平成37年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

協会けんぽ（医療）の収支見通し（平成２８年９月試算）の前提に基づき、平成２９年度以降の平均保険料率を１０．０%、９．９%、９．８%、９．７%、９．６%でそれぞれ維持した場合について、今後１０年間（平成３７年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

医療費の前提：従来ケース　・・・平成25年度から平成27年度までの3ヶ年の実績を勘案したケース（平成27年度の高額新薬の影響を含む）

賃金上昇率：平成30年度以降　0%

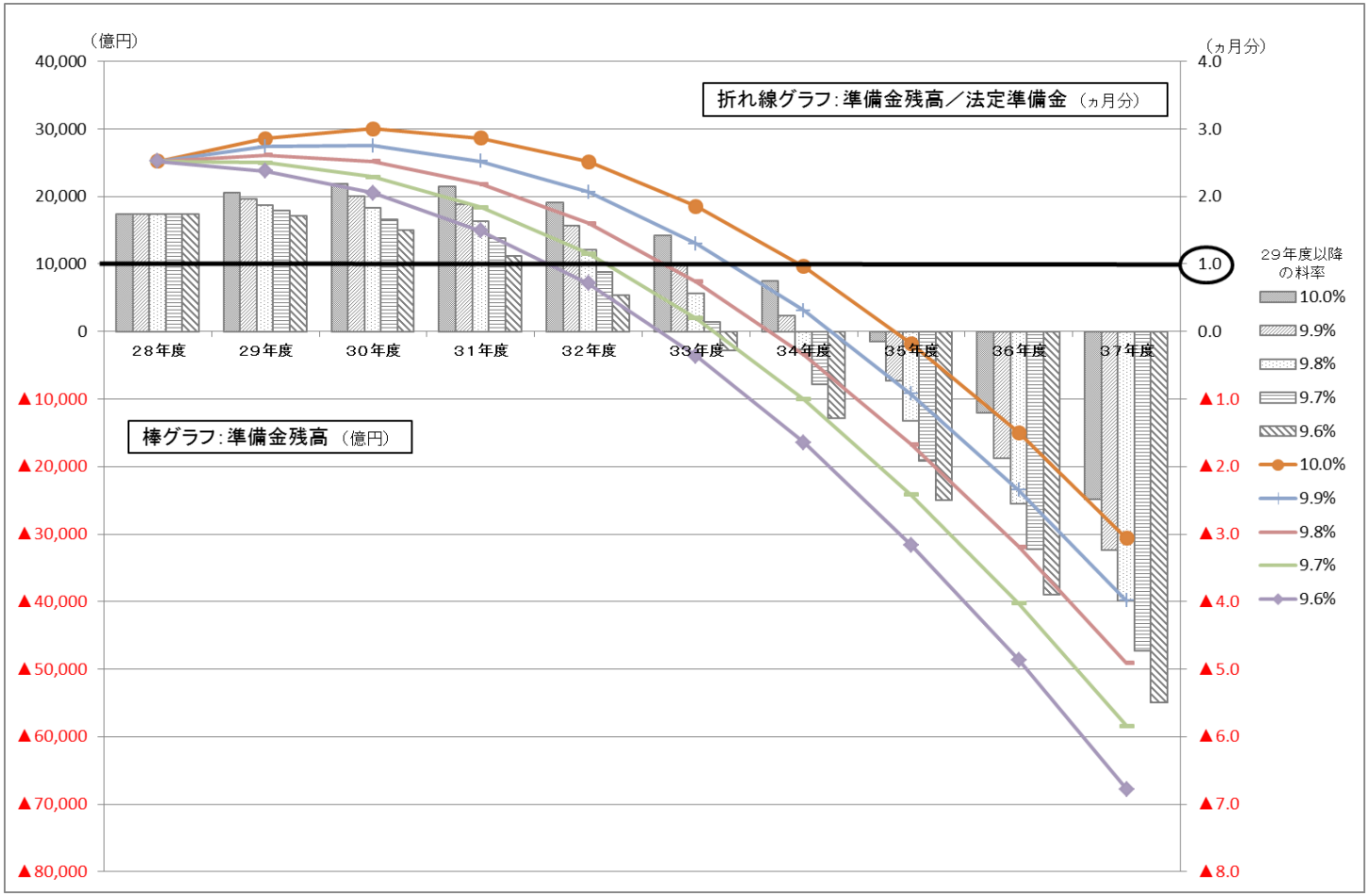

平成29年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

〇平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10の場合

最高料率			10.48%
	現在からの変化分	（料率）	0.15%
		（金額）	＋210円
最低料率			9.69%
	現在からの変化分	（料率）	-0.10%
		（金額）	－140円

※1　数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。
※2　金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担（月額。労使折半後）の平成28年度からの増減。

＜参考＞　平成28年度都道府県単位保険料率
（平均保険料率10%、激変緩和率4.4/10）

最高料率	10.33%
最低料率	9.79%

インセンティブ制度の実施スケジュールについて

○　インセンティブ制度については、**平成30年度の実績を32年度の都道府県単位保険料率（30年度の都道府県単位保険料率の精算）に反映**することを想定している。

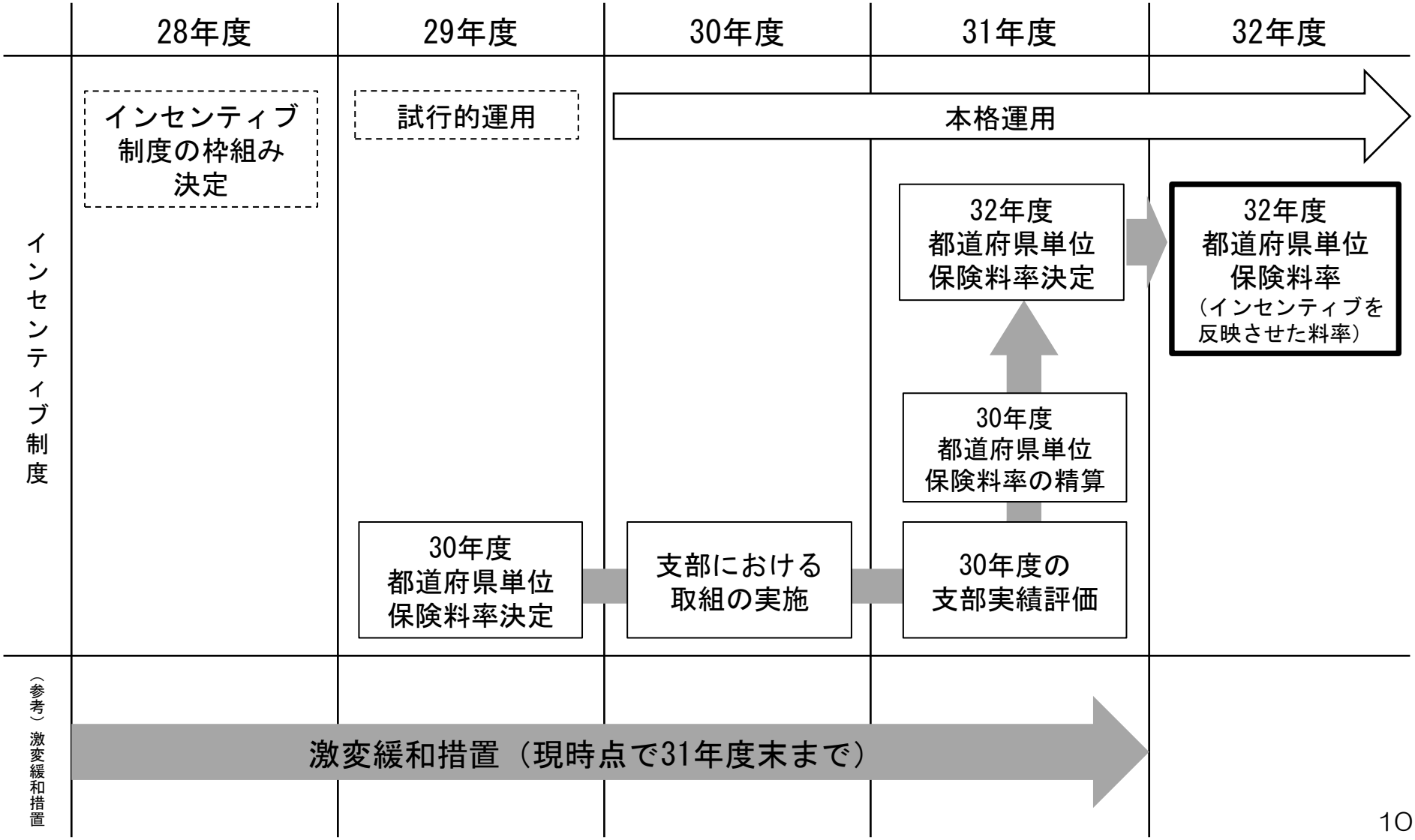

健康保険料率と激変緩和率の推移

	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32～
全国 健康保険料率 （%）	8.2	8.2	9.34	9.5	10.00								
秋田支部 健康保険料率 （%）	8.2	8.21	9.37	9.54	10.02			10.06	10.11				
激変緩和		1 /10	1.5 /10	2 /10	2.5 /10			3 /10	4.4 /10	5.8 /10	7.2 /10	8.6 /10	10 /10

↑
21年10月納付分から